

事業実施・助成ガイドライン細則 15 複数年プログラムにかかる措置

(複数年プログラムの定義)

第1条 複数年プログラムとは、JPF が緊急人道支援を活動の中心としつつ、発災時からの初動・緊急対応の段階から復旧・復興、そして開発支援への支援の流れを意識し途切れなく円滑に実施する必要があるとの認識のもと、複数年にわたり支援を行う必要があると常任委員会が判断し実施するプログラムである。

(対応期間)

第2条 政府支援金での対応は原則3年間とする。

2. 多くの被災地の場合、支援ニーズは長期にわたって存在するため、期間を区切って実施することとする。3年目以降に目標となる事象が考えられない限り、政府支援金による複数年プログラムは原則3年間とし、1年目はプログラムの立ち上げ、2年目は1年目の教訓を活かした活動、3年目は現地移管に注力した活動とすることを目安とする。
3. 3年を超える対応については本細則第5条に則って提案と審議を行うことができる。

(複数年プログラムの発議と初年次の個別事業計画の提出)

第3条 複数年プログラムの開始手順は以下の通りとする。

1. プログラム戦略会議は、3年間を原則とした複数年プログラム計画書を策定の上、常任委員会に提出する。プログラム計画書には以下の要素を、情報根拠をそれぞれ示しながら記載する。
 - (1) 現地被災状況：災害規模や被害状況
 - (2) 各国政府、国際機関、NGO 等による支援状況
 - 国際社会に対する支援要請に関する被災国政府の方針
 - 国連緊急アピールや、国際NGOの現地での支援着手状況
 - 日本国政府・機関の対応として外務省、JICAの支援方針
 - (3) 支援ニーズ：その時点で確認されている支援ニーズと想定される今後の支援ニーズの動向
 - (4) 事業展開の想定：JPF加盟団体の対応状況と、申請団体としての今後の支援方針
 - (5) 出口戦略
2. プログラム戦略会議は、複数年プログラムの必要性、妥当性、実現可能性等を議論したうえで、常任委員会に対応の可否とその理由、対応期間、予算について答申する。
3. 常任委員会はプログラム戦略会議の提案を受け、複数年プログラム実施の可否を審議する。
4. 初年次の個別事業計画の提出
加盟団体は、承認された複数年プログラム計画と助成ガイドライン等に基づき、個別事業計画を事業審査委員会に提出し承認を得る。

(複数年プログラム計画の継続確認と2年次以後の個別事業計画の提出)

第4条 複数年プログラム計画は、プログラムの開始日から1年毎に常任委員会において実施状況について確認が行われ、継続を承認された場合にのみ、次年次の個別事業の申請、実施が可能とな

るものとする。

2. 事務局と加盟団体は、承認済みの複数年プログラム計画について、毎年プログラム開始日より1年を経過する遅くとも2ヶ月前までに、これまでの成果、実施状況、および次年次の計画について、常任委員会に提出し、承認を得る。プログラム計画は必要に応じて見直しを行う。

(最終年次における複数年プログラム計画の延長の必要性に関する審議)

第5条 複数年プログラム計画完了の遅くとも2ヶ月前までに、事務局と加盟団体はこれまでの成果、事業実施状況、および複数年プログラム計画完了後の見通しについて常任委員会に報告する。

2. もし情勢の変化等により、複数年プログラム計画を見直して活動期間を延長する必要があるとプログラム戦略会議が判断する場合は、複数年プログラム計画の改訂と期間延長について常任委員会に提案することができる。常任委員会は、プログラム戦略会議の提案を受け、JPFのモニタリング報告及び加盟団体からの報告と申請内容を踏まえて、複数年プログラム計画の改訂と期間延長について審議の上で決定する。

附則

1. この細則は、2013年度第12回常任委員会の承認を経て、2014年4月1日より施行する。
2. この細則は、常任委員会の議決（メール審議639）により改正し、2019年12月19日より施行する。